



■水道課 ☎22-5377 FAX24-2985

■下水道課 ☎22-1801 FAX22-1803

■水道お客さまセンター

☎22-5378 FAX22-5466

水道メーターの検針、水道の開栓・閉栓、
上下水道料金の請求・徴収

有効期限の近い水道メーターを順次交換しています。

～正確な料金計算のため、8年に一度の定期交換にご協力ください～

水道料金を正確に計算するため、メーターは【計量法】により8年間の有効期限が定められています。有効期限を迎える家庭を対象に、順番に新しいメーターへの交換を実施しています。



検定有効期限表記

作業についての大切なお知らせ

- ・費用は「無料」です
メーター本体や作業費用を請求することは一切ありません。
- ・立合いは「不要」です
敷地内での作業となりますが、留守でも作業を行います。
作業完了後「水道メーター交換表」をポストなどに投函します。
- ・少しの間「水が止まります」
作業中(約10～20分)は、一時的に水道が使えなくなります。

みなさまへのお願い

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックス周辺の樹木や雑草の手入れをお願いします。
- ・ペットは離れた場所につないでください。
- ・取替作業を行う委託業者が事前に「メーター交換作業のお知らせ」をポストなどに投函しますので、確認してください。
- ・不審な場合は水道課へ連絡してください。

下水道に異物を流さないでください。

～下水道は正しく使いましょう～

下水道にトイレットペーパー以外の物が流され、家庭内の下水管の詰まりや、処理施設まで下水を運ぶ下水道本管の詰まりが頻発しています。

下水管が詰まると、修繕に多額の費用がかかるほか、汚水が溢れてしまう場合もあります。



みなさまへのお願い

- ・ためマスは定期的に掃除しましょう
ためマスは1～2カ月に一度は点検して、たまった油やごみなどを取り除いてください。
- ・使用済み油は
使ったあとの油は、紙パックやビニール袋に古新聞・布を詰めそこに流し込んで染み込ませて密封するなどして燃やすごみとして処分してください。
下水道管が閉塞すると除去作業中(約4時間)は、一時的に下水道に水が流せなくなります。

絶対に流してはいけないもの

- ・水に溶けない紙類
(流せるウェットティッシュなど)
- ・衛生用品(紙おむつ、マスクなど)
- ・繊維類(タオルなど)
- ・生ごみ(食べ残しなど)
- ・油脂類・薬品類